2027年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者対象
特に優れた業績による返還免除内定制度　募集要項

2027年度に修士（博士前期）課程（以下「修士課程等」という。）へ進学予定で、日本学生支援機構第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を希望する方を対象に、「特に優れた業績による返還免除内定制度」の募集を行います。

本制度は、日本学生支援機構奨学金の貸与終了時に認定する特に優れた業績による返還免除を、修士課程等進学時に内定する制度です。

※日本学生支援機構ホームページ
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html

１　目的

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、修士課程等での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

２　対象者

2027年度に修士課程等への進学を希望している人が対象です。

修士課程等への進学を希望している人であれば、大学学部の学生に限らず短期大学専攻科・高等専門学校専攻科の学生や、既に学部等を卒業している人、また飛び級により進学を予定している人も対象となります。ただし、一貫制博士課程への進学を予定している人は、博士課程内定制度の対象となるため本制度の対象外となります。

申請は、進学先の大学を通じて行います。現在本学に在籍しており、他大学の大学院への進学を予定している人は、進学先の大学へお問い合わせください。

３　対象者の要件

以下のいずれも満たす必要があります。

（1）大学学部等において**修学支援新制度を利用している（※１※２）**こと又は**修学支援新制度は利用していないが、住民税非課税世帯**であること

（※１）「修学支援新制度を利用していること」とは、本内定制度推薦時点で支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかに該当していることです。

（※２）資産超過により停止となっている場合は対象外です。

（2）科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること

（3）将来上記（2）の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

4　内定候補者の推薦枠

若干名（修士（博士前期）課程のみ）

※今年度は専門職学位課程進学予定者対象の募集はありません。

5　申請方法

申請は進学を予定している前年度に進学予定先の大学院を通じてスカラネットにより行います。

本学に申請する場合は、以下の流れで申請してください。期限を過ぎた申請は一切受け付けません。

（1）事前確認書を以下のサイトより入力してください。　入力期限：2026 年 12 月 16 日（水）

https://forms.cloud.microsoft/r/qpE5A3Hh3u

（2）受付確認メールに記載された必要書類を香川大学学生生活支援課に提出してください。（医・創造工・農学部の学生係・学務係でも取り次ぎ可）

提出期限　2027 年 1 月 8 日（金）（郵送の場合必着）

※3 日以内（土日祝日を除く）に受付確認メールが届かない場合は、学生生活支援課（087-832-1166）までお問い合わせください。

（3）インターネット（スカラネット）入力

入力用のユーザ ID とパスワードは、申請書類と引き換えに配付します。医・創造工・農学部窓口での提出及び郵送の場合は、メールにて通知します。　入力期限　2027 年 1 月 17 日（日）

6　決定・通知時期

大学から日本学生支援機構へ推薦し、機構において内定者が決定されます。

決定は 2027 年 7 月頃（予定）になります。結果は、本学から通知します。

7　備考

（1）内定候補となった大学院以外に進学した場合は、内定候補者としての資格を失います。

（2）大学院の予約採用又は本学大学院入学後 6 か月以内に日本学生支援機構奨学金第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申請をして、採用されなければなりません。

内定の申請要件と第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の選考基準は異なる基準であることから、内定者として決定されたとしても、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）が必ずしも採用されるとは限りません。なお、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）が不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

（3）内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用

されます。例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1 年次の春に授業料後払い制度に採用され、2 年次の進級時に授業料後払い制度を辞退して第一種奨学金に採用されると、後から採用となった第一種奨学金には内定が適用されません。逆に第一種奨学金を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。

（4）返還免除内定者も貸与終了年度に必ず「特に優れた業績による返還免除」に申請する必要があります。

（5）以下の場合は「内定取消」となり、内定候補者としての資格を失います。

①貸与中の奨学金について「廃止」「停止」「警告」の処置を受けた場合

②修業年限内に課程を修了できなくなったとき

※内定取消後も、従来の奨学金終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請する資格を有します。

（6）今回の返還免除内定候補者に採用されなかったとしても、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」に申請することは可能です。今回は 35%の枠のうち、5%分の枠を決定するだけですので、「特に優れた業績による返還免除」の対象となるチャンスがなくなるわけではありません。

８　問い合わせ

〒761-8521 香川県高松市幸町１－１
国立大学法人　香川大学　教育・学生支援部　学生生活支援課　奨学金担当
E-mail：gakusei-shogakukin-h@kagawa-u.ac.jp　TEL：087-832-1166